

重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務委託

契約における企画提案競技実施要領

令和6年4月

鹿児島市市民文化部国民健康保険課

1 業務名

重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務

2 業務の内容

別添仕様書のとおり

※ただし、業務の概要と作業区分は以下のとおり

業 務 の 概 要	作 業 区 分	
	委託者 (鹿児島市)	受託者
ア データの電子記録媒体による提供	○	—
イ 通知対象者の抽出	—	○
ウ 通知、お尋ね票及び封筒作製	① 用紙の調達	— ○
	② 印刷様式の設計（デザイン設計）	— ○
	③ 通知、お尋ね票及び封筒の作製	— ○
エ 通知へのデータの印刷	① 印刷するプログラム開発	— ○
	② 通知へのデータ印刷	— ○
	③ 印刷内容の確認作業	○ ○
オ 折り・封入封かん	① 通知、お尋ね票の折り	— ○
	② 封入封かん作業	— ○
カ 運搬・納入	① 完成品のチェック作業	○ ○
	② 完成品の引抜き・運搬・郵便局への搬入	○ —
キ 通知前後の分析、分析結果の報告	レセプトデータによる分析、分析結果のまとめ、報告	— ○
ク 医師会や薬剤師会への事業内容周知文書	作成及び実施	— ○

3 企画提案項目

項 目	提 案 内 容
1. 実施体制	・本業務に携わる人員体制 人数、担当業務、専門職配置状況（薬剤師、医師、看護師、保健師等） ・業務実施スケジュール
2. 業務実績	・本市以外の受託実績（下記「3. 業務内容」における実績）
3. 業務内容	・通知対象者の抽出方法 ・通知内容等（お尋ね票含む）のデザイン企画 ・通知前後の分析方法・分析結果、本市への報告方法 ・電話相談窓口対応 ・医師会や薬剤師会への事業内容周知資料作成 ・個人情報の取り扱い、被保険者に係るデータの管理

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

5 予算上限額

本業務の委託見積限度額は、4,153,210円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

上記の金額は、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

6 情報セキュリティ対策及び秘密情報（個人情報等）の取り扱いについて

- (1) 本業務で秘密情報等重要な情報を扱う場合は、使用目的及び使用範囲等を明確化し、報告すること。
- (2) 本業務に係る従業員における、秘密情報等保護に関する規則等について報告すること。
- (3) 本業務において使用する秘密情報等重要な情報に関し、アクセスできる従業員の一覧及びアクセス方法について報告すること。
- (4) 本業務に係る従業員に行う、セキュリティ教育の内容・実施年月日等について報告すること。
- (5) 本業務に關係する情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その公表もしくは本市における公表に対応するため、状況等について逐次報告すること。
- (6) サーバは国内のデータセンターに設置すること。
- (7) 秘密情報等重要なデータについては、原則インターネットと接続されていない環境で保存することとし、やむを得ずインターネットに接続する場合は、事前に本市へ承認を得るとともに、セキュリティ対策について報告すること。
- (8) 秘密情報等重要なデータについては、暗号化等による保護を行うこと。
- (9) 本業務終了後、本市が提供した、又は業務を履行するうえで、収集した個人情報等重要なデータについては返却もしくは復元できないように消去し、結果を報告すること。
- (10) 本市が求めるセキュリティ対策が実現されるかの確認のため、別紙の情報セキュリティ対策チェックシートを提出すること。また満たされない項目については是正措置を行うこと。
- (11) 本業務の履行にあたり知り得た情報を、第三者に開示又は本業務の履行以外の目的で利用しない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）ものとする。
- (12) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守すること。
- (13) 知り得た情報を他に漏洩してはならず、この契約が終了し、又は解除された後においても同様の義務を負うものとする。

7 企画提案競技参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、鹿児島市税が課税されていない者で市外に主

たる事務所等を有する者にあっては、主たる事務所等の所在地の市区町村税（特例により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。

- (3) 書類提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案競技に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (8) 令和元年度以降に、当該業務又はこれに類する業務の実績があること。
- (9) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISM適合性評価制度認証を取得している者であること。

※書類の提出以降、企画提案競技に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、企画提案競技に参加できない。また、落札決定後、契約に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 時
(1) 公告	令和6年5月 9日（木）
(2) 参加申出書提出期限	令和6年5月23日（木）午後5時15分まで
(3) 企画提案競技参加決定通知	令和6年6月 6日（木）
(4) 企画提案書等の提出期限	令和6年6月21日（金）午後5時15分まで
(5) プレゼンテーション審査	令和6年7月中旬（予定）
(6) 委託事業者決定、契約締結	令和6年7月下旬（予定）

9 企画提案競技参加申出書の提出

- (1) 受付期間
令和6年5月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

- (3) 提出場所及び問い合わせ先
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係（別館1階）
電話 099-808-7505
- (4) 提出方法
郵送（消印有効）又は直接持参
- (5) 提出書類
- ア 企画提案競技参加申出書（様式1）
 - イ 会社概要書（様式2）
 - ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類。3か月以内に発行されたもの。写しでも可。）鹿児島市で証明書が発行されない場合は、市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村が発行する納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）
 - オ 前号以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）
 - カ 印鑑証明書（原本。3か月以内に発行されたもの。）
 - キ 直近1期分の財務諸表
 - ク 業務実績調書（様式3）
 - ケ 委任状兼使用印鑑届（様式4。必要な場合のみ）
- ※ 上記9(5)のア企画提案競技参加申出書（様式1）提出後、辞退を希望する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式9）を提出すること。
- (6) 告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、9(5)のエからキまでの書類の提出を省略することができる。また、令和6年4月12日付け告示第502号の令和6年度特定健診受診勧奨通知作成等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札に参加した者は、9(5)のイからキまでの書類の提出を省略することができる。
- なお、提出書類のうち様式が定まっていないものについては、様式は任意とする。

10 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年6月6日（木）までに通知する。

11 説明会

実施しない。

12 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。

- (1) 受付期限
令和6年6月13日（木）午後5時15分まで（期限厳守）
- (2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出し、電話にて提出確認を行うこと。電話など口頭による照会には回答しない。

アドレス kokuho-hoken@city.kagoshima.lg.jp

(3) 提出様式

質問書（様式8）

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問票に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入をし、質問の趣旨を簡潔に記入すること。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和6年6月17日（月）までに、市ホームページにて回答する。

1.3 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和6年6月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係（別館1階）

電話 099-808-7505

(4) 提出書類

ア 企画提案書（様式5）

イ 見積書（様式6）

ウ 業務実施体制調書（様式7）

(5) 提出部数

正本：1部、副本：9部

- ・正本の表紙には住所、会社名、代表者名を記入すること。
- ・副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。
- ・提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・企画提案書については、様式5の他に任意の様式を用いて提出しても構わない。

(6) 提出方法

郵送（消印有効）又は直接持参

(7) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

ア 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの

イ 本要領に違反している又は適合しないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 企画提案競技参加者が複数の提案をすること

オ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明なもの

カ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

キ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

1.4 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

選定は、プレゼンテーション審査により実施し、有効な企画提案書を提出した者の中から、総合的に評価を行い、決定する。

※企画提案書等提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、書類審査において不採用となった者のプレゼンテーションについては省略する。

(2) プrezentation審査

次のとおり、企画提案競技参加者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 実施日

令和6年7月中旬予定

イ 実施場所

鹿児島市山下町11番1号（会場については、別途通知する。）

ウ その他

- ① 開催日時等詳細は、申込者に対し、別途通知する。（事前の書類審査において、不採用となった者があった場合の通知も含む。）
- ② プrezentationは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- ③ プrezentationの時間は20分以内とする。
- ④ プrezentation時に提案書の記載内容を抜粋したパワーポイント等を作成して説明しても差し支えない。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、WEB会議システムによりリモート等で実施する場合がある。

(3) 審査項目

審査項目	審査基準
ア 提案内容の的確性	企画コンセプトが明確であり、事業の趣旨を理解したうえで企画された内容であること
イ 事業効果	企画案を実施することによって、事業効果が期待される内容であること
ウ 送付物の内容	視覚的に見やすく、分かりやすい内容になっているか。正確な表現で啓発の効果が期待できるものになっているか。
エ 費用の妥当性	所要経費の積算（見積金額、内訳）が、企画内容に対して妥当なものであること

オ 実現性	実施体制（スケジュールや人員体制、業務分担等）が妥当であり、スムーズな運営が期待できること
カ 独自提案	効果が見込める、独自提案があったか
キ 総合評価	企画提案書及びプレゼンテーションにおける総合的な評価

(4) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の結果についての異議申し立てを受け付けない。なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(5) 結果通知

有効な企画提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者選定し、2位を次点の者とする。

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(6) 企画提案競技の延期

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期、廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまでに要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

1.5 業務の委託方法

(1) 選定委員会で選定された企画提案競技の提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

(2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い作成する。

(3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 契約予定金額

予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

(5) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

1.6 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、すべて当該参加者が負担するものとする。

(3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することが

ある。

- (4) 提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

17 本業務担当者

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係（別館1階）

担当：井上

TEL 099-808-7505 FAX 099-216-1200

Email kokuho-hoken@city.kagoshima.lg.jp